

議 長 日程第3「議案第25号令和6年度松田町介護保険事業特別会計予算」を議題  
といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号令和6年度松田町介護保険事業特別会計予算。

令和6年度松田町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億  
6,368万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳  
出予算」による。

(歳出予算の流用)第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によ  
り歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと  
定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合にお  
ける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは令和6年度介護保険事業特別会計予算について御説明をいたします。  
歳入歳出予算事項明細書により御説明をさせていただきます。

308、309ページをお開きください。歳入から御説明いたします。款、保険料、  
項、介護保険料、目、第1号被保険者保険料では、65歳以上の第1号被保険者  
3,729人から、月額保険料基準額として5,200円、所得に応じた14段階の保険料  
率により納めていただくこととなります。

続きまして、款、国庫支出金でございます。項目ごとに法定割合に応じた額  
を計上しており、項、国庫負担金、目、介護給付費負担金、節、現年度介護給  
付費負担金としては、歳出の保険給付費のうち、居宅サービス給付費からは  
20%分を、施設サービス給付費の15%を国が負担するものでございます。

項、国庫補助金でございます。目、調整交付金、節、現年度調整交付金につ  
きましては、調整率に応じた額を、目、節、介護予防等地域支援事業交付金に  
つきましては、歳出における地域支援事業費のうち、介護予防・生活支援サー

ビス事業に係る国庫分を、目、包括的支援等地域支援事業交付金、節、現年度分包括的支援等地域支援事業費交付金につきましては、包括的支援事業及び任意事業に係る国庫分それぞれを計上してございます。

続きまして、目、節、保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組に応じて交付金として交付されるものでございます。目、節、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、介護予防や健康づくりに資する取組の重点的な評価に対し、交付金として交付されるものでございます。

款、項、支払基金交付金では、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を介護給付費交付金、地域支援事業交付金としてそれぞれ収入するものでございます。

次のページでございます。310ページ、311ページを御覧ください。款、県支出金でございます。こちらは国庫と同様に項目ごとに法定割合により計上してございます。

続きまして、款、繰入金でございます。項、一般会計繰入金では、説明欄の保険給付費の町負担分12.5%分です。それと、職員の給与費、それと事務費、地域支援事業に係る町負担分などを繰り入れているものでございます。

続きまして、312、313ページをお願いいたします。こちらについては、繰越金につきましては、款、項、目、繰越金につきましては、前年度の繰越金を見込んでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。314、315ページを御覧ください。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、説明欄1の職員給与費では、職員2名分の人件費のほか、高齢者のお宅に訪問する際に利用する庁用車に関する3の庁用車管理経費などを計上してございます。

次のページ、316、317ページをお願いいたします。項、介護認定審査会費、目、認定調査費等では、説明欄1、介護認定審査会は12委託料の要介護認定訪問調査委託料や、要介護認定調査員等の報酬5名分の人件費などを計上しております。目、認定審査会負担金では、南足柄で一括し認定審査会の事務を行う

ための経費、足柄上地区介護認定審査会負担金を計上してございます。

続きまして318、319ページを御覧ください。款、保険給付費でございます。項、目、介護サービス等諸費では、説明欄1の介護サービス費にある各種居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの給付費として、第8期介護保険事業計画等の介護サービス費の実績に基づき積算し計上しております。

続きまして、項、目、高額介護サービス費は、介護サービス費の月々の自己負担が上限を超えた場合に給付されるもので予算を計上してございます。

続きまして320ページ、321ページをお開きください。項、目、特定入所者介護サービス費でございます。主に所得が低い方が施設サービス等を利用した際の食事や宿泊に係る費用の一部を保険にて給付する経費でございます。項、目、高額医療合算介護サービス等では、医療費と介護費の両方が高額となった世帯に対し、自己負担限度額を超えた分を支給し、自己負担の軽減を図るものでございます。

次のページ、322、323ページをお願いいたします。款、地域支援事業費でございます。項、地域支援事業費、目、一般管理費では、説明欄、職員給与費は、地域包括支援センター職員2名分の人件費や、13の使用料及び賃借料として、地域包括支援センターシステム賃借料などを計上してございます。

次のページ、324、325ページをお開きください。目、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。説明欄を御覧ください。1、サービス事業費につきましては、訪問型サービスは町直営の訪問型介護予防事業として、身体介護や生活支援、保健師、作業療法士の訪問や口腔機能改善事業を行い、2の通所型サービスでは、運動器の機能向上事業や機能訓練、社会福祉協議会の事業であるミニデイサービスへの事業補助金などを計上しております。3の生活支援サービスでは、食のアセスメント事業として、栄養改善を目的とした配食、見守り、安否確認を進めるための経費を計上しております。

続きまして326、327ページをお開きください。目、説明欄も同じ一般介護予防事業費でございます。高齢者の体力維持や機能強化のため、火曜体操会、はつらつ運動教室、作業療法士の指導など、介護予防事業を継続して実施するた

めの経費を計上してございます。目、包括的支援事業・任意事業費では、説明欄の1の包括的支援事業は地域包括支援センター運営経費のほか、2、権利擁護事業では権利擁護の取組に係る経費を、続きまして328、329ページを御覧ください。説明欄3の任意事業では、介護する家族を支援する家族介護教室や、身寄りがなく自身で判断ができなくなった高齢者の支援として成年後見制度利用支援事業を、ひとり暮らしの高齢者の見守りのため、緊急通報装置等によるサービス業などの経費を計上してございます。説明欄4、在宅医療・介護連携事業として、足柄上1市5町で共同で設置している在宅医療・介護連携支援センターの運営のための経費や、5の生活支援体制整備事業として、社会福祉協議会と連携し、住民主体の支え合いの仕組みづくりの取組を行うほか、6、認知症総合事業では認知症初期集中支援のほか、今後高齢化に伴う増加が見込まれる認知症の方の支援として、認知症サポーターの養成や育成、交流の場でもある認知症カフェの充実など、寄り添った施策を実施してまいります。

次のページ、330、331ページを御覧ください。最下段、款、項、目、同じ予備費につきましては、2,310万円を計上しております。

以上、歳入歳出総額11億6,368万4,000円となります。

なお、332ページから335ページにわたり職員の給与費明細を、336ページには債務負担行為に関する調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 寺 嶋 まずですね、要介護認定者数の現状と推移を伺います。あとはですね、今回は介護サービス保険給付費が若干減っておりますけど、減っておりますが、その他の高額介護サービスとか増えています。それで実際ですね、これは実際のいろいろなサービスの用途に応じて、それが確定して、それで保険料がね、決まると思うんですけども。全体のサービスのサービス料といいますかね、これは前年対比ではどのようになっているのでしょうか。以上です、取りあえず。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。認定者数につきましては、一応計画のほうではですね、第9期のほうではやはり後期高齢者の方がですね、増えていくという

ことで、令和9年をピークにまた減るんですけども、そこまでは増えていくということもございますので、認定者数については増える見込みを考えております。630前後ぐらいということで、平均すると640人ぐらいのところを考えております。それと高額につきましては、松田町ですね、所得の割合という感じで見えていくとですね、やはり低所得者の方がですね、全体の3分の2ぐらいいるということで、やはり高額につきましては所得の低い方に対する給付ということになりますので、こちらについては増えていくのではないかと。やはり増額せざるを得ないのではないかとということで、金額の、予算のほうを上げております。サービス料につきましてはですね、やはり今年度、この第8期につきましては、認定者数が少しずつ下がってる、自然減ということで亡くなられている方が多かったということもありましたので、給付のほうは下がっております、その実績で考えていくと、そこまで増えるというよりは横ばいか少し、横ばいぐらいなのかなというところで積算のほうはしております。以上です。

12番 寺 嶋 介護保険給付費、介護サービス料なんですけども。若干下がってるか増えてる…あまり変わらない、そんな変わらないようだ、需要はね、ということなんですけども。じゃあ介護サービス給付費と、それから大きく分かれて介護予防サービス給付費って、介護と予防とね、大きく2つあるんですけども。この辺はどのように変化してるのでしょうか。それからですね、全体的にも保険給付費が減ってるということなんですけども、ただ、保険料はね、逆に第1号被保険者保険料が314万円ほど増えてるんですよ。この要因としてはどのようなのでしょうか。どのようなことが考えられるのでしょうか、お伺いします。

福 祉 課 長 質問にお答えいたします。給付の関係で、予防と通常の介護のサービスということなんですけれども、やはり予防事業のほうについても、やはりコロナの関係もありまして、やはり認定者数というか、介護の申請をされる方というのがやはり予防になる確率のほうが多かったりしますので、予防の方も少しずつ増えてきている状況ではございます。そのまま維持される方もいますし、例えば重たい病気というのをそこで併発すると、そのまま介護に切り替わっていく

ということもありますので、こちらについてはその方の状況に応じてというところで増えていくことも考えられます。

あと保険料につきましてはですね、第9期の介護保険事業計画を策定した中ではですね、やはり65歳以上の方というのは減る、少しずつ若干、少しずつ減ってきてはいるんですけども。後期高齢者の方が増えていくっていうところで、先ほどお話ししたように、認定者数のほうも640人前後になるのではないかと、いう予測のもとで考えていくと、併せて給付のほうもある程度必要になってくるだろうと。そうした中で保険料を積算するとですね、やはりどうしても低い金額で抑えることができなかったということもございますので、この上がって理由については、今まで5,100円で考えていたんですけども、第9期のほうでは、6年度からは5,200円ですね、基準額のほうを変えておりますので、その分というのは少なくとも増額したようになるかと思えます。

12番 寺 嶋 終わります。  
議 長 そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 ここで暫時休憩といたします。10時30分より再開いたします。(10時13分)